

相続登記

抵当権の抹消

会社・法人の設立

役員変更登記

など...

# 登記手続案内は、**完全予約制**です。

各登記所の登記手続案内を利用する場合は、事前の予約が必要です。

予約は、電話、窓口又は法務局手続案内予約サービスを利用してください。※当日のキャンセルは、利用する登記所へ電話してください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、来庁される皆様への感染防止のため、当局における登記手続案内は、当分の間、**原則として「電話」又は「オンライン会議サービス（本局のみ）」による登記手続案内**とさせていただきます。



●登記申請書の作成方法は、「**法務局ホームページ**」で案内していますので、不明なことがあれば、各登記所の登記手続案内を利用してください。



●二次元バーコード付きの書面申請の作成方法は、「**登記・供託オンライン申請システムのホームページ**」で案内しています。

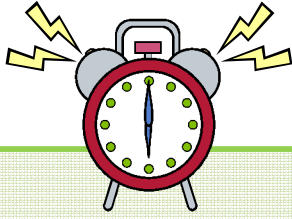


- ◆「**登記手続案内をご利用のみなさまへ**」の内容をご理解いただいた上でご利用ください。
- ◆登記手続案内は、申請書様式に基づいて説明を行いますので、法務局ホームページからダウンロードの上、あらかじめ内容をご確認ください。
- ◆登記を申請するまでに複数回登記手続案内をご利用いただく場合もございますので、お時間のない方やご自身での手続が難しいと思われる方は、司法書士や土地家屋調査士に依頼することをご検討ください。

## 《予約電話・お問合せ先》

本局	026-235-6619	飯山支局	0269-62-2302
上田支局	0268-23-2001	佐久支局	0267-67-2272
松本支局	0263-32-2567	木曾支局	0264-22-2186
大町支局	0261-22-0379	諏訪支局	0266-52-2441
飯田支局	0265-22-0014	伊那支局	0265-78-3462

# 登記手続案内をご利用のみなさまへ



## ご利用は **20分以内**

1回のご利用は、20分以内です。  
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。  
予約時間に**10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものとして取り扱います。**



## 申請書の記載方法を説明します

代表的な申請書類の様式は、法務局ホームページに掲載していますので、**ご自身でダウンロードの上、あらかじめ内容をご確認ください。**



## 事前の審査・法的判断は **できません**

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



## ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が**書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。**  
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



## 補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。  
**登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。**



## 申請資格のない方お断り

**申請人本人(親族・従業員を含む。)のご利用に限ります。**本人確認していますので、ご協力ください。  
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。  
※資格者代理人は書面照会をしてください。  
(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)

ご協力のほど、よろしくお願いたします。

長野地方法務局